

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 14 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前																													
<p>(徴収の範囲及び方法)</p> <p>第2条 事務手数料は、次の各号に掲げる事項に係る公文書類の閲覧、謄本、抄本又は写し（以下「謄本等」という。）の交付及び証明並びに別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる事項について、申請者又は通知者から閲覧の終了又は交付、証明、申請若しくは通知の際これを徴収する。</p> <p>(1)～(11) ……略……</p> <p>(徴収金額)</p> <p>第3条 事務手数料は、次の各号並びに別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>別表第1（第2条・第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="2">……略……</td> <td rowspan="2">……略……</td> <td rowspan="2">……略……</td> </tr> <tr> <td>70</td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>長期優良住宅の普及の促進に関する</td> <td>長期優良住宅建築等計画認定申請</td> <td>次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一</td> </tr> </tbody> </table>				番号	事務	名称	金額	1	……略……	……略……	……略……	70	71	長期優良住宅の普及の促進に関する	長期優良住宅建築等計画認定申請	次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一	<p>(徴収の範囲及び方法)</p> <p>第2条 事務手数料は、次の各号に掲げる事項に係る公文書類の閲覧、謄本、抄本又は写し（以下「謄本等」という。）の交付及び証明並びに別表第1及び別表第2に掲げる事項について、申請者又は通知者から閲覧の終了又は交付、証明、申請若しくは通知の際これを徴収する。</p> <p>(1)～(11) ……略……</p> <p>(徴収金額)</p> <p>第3条 事務手数料は、次の各号並びに別表第1及び別表第2に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>別表第1（第2条・第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="2">……略……</td> <td rowspan="2">……略……</td> <td rowspan="2">……略……</td> </tr> <tr> <td>70</td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>長期優良住宅の普及の促進に関する</td> <td>長期優良住宅建築等計画認定申請</td> <td>次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積</td> </tr> </tbody> </table>				番号	事務	名称	金額	1	……略……	……略……	……略……	70	71	長期優良住宅の普及の促進に関する	長期優良住宅建築等計画認定申請	次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積
番号	事務	名称	金額																														
1	……略……	……略……	……略……																														
70																																	
71	長期優良住宅の普及の促進に関する	長期優良住宅建築等計画認定申請	次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一																														
番号	事務	名称	金額																														
1	……略……	……略……	……略……																														
70																																	
71	長期優良住宅の普及の促進に関する	長期優良住宅建築等計画認定申請	次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積																														

	<p>る法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>手数料</p>	<p>戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合において、<u>一戸建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)、イの(ア)又はウの(ア)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額</u>（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）を、当該建築物</p>		<p>る法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>手数料</p>	<p>に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合においては、(1)のア、(2)のア又は(3)のアに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(1) 申請に併せて東京都知事</p>
--	--	------------	---	--	--	------------	---

			<p>における認定申請戸数で除した額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(1) 住宅を新築しようとする場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 申請に併せて東京都知事が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 100 平方メートル以内のもの 7,200 円</p> <p>(イ) 100 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの 13,000 円</p> <p>(ウ) 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの 23,000 円</p> <p>(エ) 1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの 32,000 円</p> <p>(オ) 2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの 61,000 円</p>			<p>が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 100 平方メートル以内のもの 7,200 円</p> <p>イ 100 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの 13,000 円</p> <p>ウ 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの 23,000 円</p> <p>エ 1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの 32,000 円</p> <p>オ 2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの 61,000 円</p>
--	--	--	--	--	--	--

			<p><u>超え、1,000 平方メートル以内のもの</u> 23,000 円</p> <p>(エ) <u>1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの</u> 32,000 円</p> <p>(オ) <u>2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの</u> 61,000 円</p> <p>(カ) <u>5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの</u> 104,000 円</p> <p>(キ) <u>10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの</u> 172,000 円</p> <p>(ク) <u>20,000 平方メートルを超え、30,000 平方メートル以内のもの</u> 216,000 円</p> <p>(ケ) <u>30,000 平方メートルを超えるもの</u> 234,000 円</p>			<p><u>カ 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの</u> 104,000 円</p> <p><u>キ 10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの</u> 172,000 円</p> <p><u>ク 20,000 平方メートルを超え、30,000 平方メートル以内のもの</u> 216,000 円</p> <p><u>ケ 30,000 平方メートルを超えるもの</u> 234,000 円</p> <p>(2) <u>申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 6 条第 1 項の設計住宅性能評価書(同法第 5 条第 1 項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の</u></p>
--	--	--	--	--	--	---

			<p>イ <u>申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（同法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合</u></p> <p>(ア) <u>100 平方メートル以内のもの</u> 16,000 円</p> <p>(イ) <u>100 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの</u></p>				<p><u>安定に関することについて建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合</u></p> <p>ア <u>100 平方メートル以内のもの</u> 16,000 円</p> <p>イ <u>100 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの</u> 57,000 円</p> <p>ウ <u>500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの</u> 92,000 円</p> <p>エ <u>1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの</u> 172,000 円</p> <p>オ <u>2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの</u> 295,000 円</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

			57,000 円			カ 5,000 平方メートルを 超え、10,000 平方メー トル以内のもの
		(ウ) 500 平方メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内のもの				455,000 円
			92,000 円			キ 10,000 平方メートルを 超え、20,000 平方メー トル以内のもの
		(エ) 1,000 平方メートル を超え、2,500 平方メ ートル以内のもの				828,000 円
			172,000 円			ク 20,000 平方メートルを 超え、30,000 平方メー トル以内のもの
		(オ) 2,500 平方メートル を超え、5,000 平方メ ートル以内のもの				1,132,000 円
			295,000 円			ケ 30,000 平方メートルを 超えるもの
		(カ) 5,000 平方メートル を超え、10,000 平方 メートル以内のもの				1,373,000 円
			455,000 円			(3) (1)及び(2)以外の場合
		(キ) 10,000 平方メートル を超え、20,000 平方 メートル以内のもの				ア 100 平方メートル以内 のもの
			828,000 円			47,000 円
		(ク) 20,000 平方メートル を超え、30,000 平方 メートル以内のもの				イ 100 平方メートルを超 え、500 平方メートル以 内のもの
			1,132,000 円			109,000 円
		(ケ) 30,000 平方メートル				ウ 500 平方メートルを超 え、1,000 平方メートル 以内のもの

			を超えるもの 1,373,000 円				175,000 円
			ウ ア及びイ以外の場合				エ 1,000 平方メートルを 超え、2,500 平方メー トル以内のもの
			(ア) 100 平方メートル以 内のもの 47,000 円				345,000 円
			(イ) 100 平方メートルを 超え、500 平方メー トル以内のもの 109,000 円				オ 2,500 平方メートルを 超え、5,000 平方メー トル以内のもの 617,000 円
			(ウ) 500 平方メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内のもの 175,000 円				カ 5,000 平方メートルを 超え、10,000 平方メー トル以内のもの 1,062,000 円
			(エ) 1,000 平方メートル を超え、2,500 平方メ ートル以内のもの 345,000 円				キ 10,000 平方メートルを 超え、20,000 平方メー トル以内のもの 1,964,000 円
			(オ) 2,500 平方メートル を超え、5,000 平方メ ートル以内のもの 617,000 円				ク 20,000 平方メートルを 超え、30,000 平方メー トル以内のもの 2,809,000 円
			(カ) 5,000 平方メートル を超え、10,000 平方 メートル以内のもの 1,062,000 円				ケ 30,000 平方メートルを 超えるもの 3,443,000 円

			<p>(キ) <u>10,000 平方メートル</u> <u>を超え、20,000 平方</u> <u>メートル以内のもの</u> 1,964,000 円</p> <p>(ク) <u>20,000 平方メートル</u> <u>を超え、30,000 平方</u> <u>メートル以内のもの</u> 2,809,000 円</p> <p>(ケ) <u>30,000 平方メートル</u> <u>を超えるもの</u> 3,443,000 円</p> <p>(2) <u>住宅を増築し、又は改築</u> <u>しようとする場合 次のア</u> <u>及びイに掲げる場合の区分</u> <u>及び当該申請に係る住宅が</u> <u>属する一の建築物の床面積</u> <u>の合計に応じ、それぞれ次</u> <u>に掲げる額</u></p> <p><u>ア 申請に併せて(1)のアに</u> <u>掲げる書類が提出された</u> <u>場合</u></p> <p>(ア) <u>100 平方メートル以</u> <u>内のもの</u> 10,000 円</p> <p>(イ) <u>100 平方メートルを</u> <u>超え、500 平方メート</u></p>			
--	--	--	---	--	--	--

			<p>ル以内のもの</p> <p>19,000 円</p> <p>(ウ) <u>500 平方メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内のもの</u></p> <p>33,000 円</p> <p>(エ) <u>1,000 平方メー トル を超え、2,500 平 方 メートル以内のもの</u></p> <p>47,000 円</p> <p>(オ) <u>2,500 平方メートル を超え、5,000 平方メ ートル以内のもの</u></p> <p>88,000 円</p> <p>(カ) <u>5,000 平方メートル を超え、10,000 平方 メートル以内のもの</u></p> <p>151,000 円</p> <p>(キ) <u>10,000 平方メートル を超え、20,000 平方 メートル以内のもの</u></p> <p>250,000 円</p> <p>(ク) <u>20,000 平方メートル を超え、30,000 平方 メートル以内のもの</u></p> <p>311,000 円</p>			
--	--	--	---	--	--	--

			<p>(ケ) <u>30,000 平方メートル</u> <u>を超えるもの</u> 336,000 円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) <u>100 平方メートル以</u> <u>内のもの</u> 68,000 円</p> <p>(イ) <u>100 平方メートルを</u> <u>超え、500 平方メー</u> <u>トル以内のもの</u> 160,000 円</p> <p>(ウ) <u>500 平方メートルを</u> <u>超え、1,000 平方メー</u> <u>トル以内のもの</u> 255,000 円</p> <p>(エ) <u>1,000 平方メートル</u> <u>を超え、2,500 平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> 504,000 円</p> <p>(オ) <u>2,500 平方メートル</u> <u>を超え、5,000 平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> 903,000 円</p> <p>(カ) <u>5,000 平方メートル</u> <u>を超え、10,000 平方</u> <u>メートル以内のもの</u></p>				
--	--	--	---	--	--	--	--

			<p style="text-align: center;">1,552,000 円</p> <p>(キ) <u>10,000 平方メートル</u> を超え、<u>20,000 平方</u> <u>メートル以内のもの</u></p> <p style="text-align: center;">2,872,000 円</p> <p>(ク) <u>20,000 平方メートル</u> を超え、<u>30,000 平方</u> <u>メートル以内のもの</u></p> <p style="text-align: center;">4,106,000 円</p> <p>(ケ) <u>30,000 平方メートル</u> を超えるもの</p> <p style="text-align: center;">5,032,000 円</p>				
72	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画変更認定申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に100分の50を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、71の項(1)のアの(ア)から(ケ)まで、イの(ア)から(ケ)まで又はウの(ア)から(ケ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合において	72	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画変更認定申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じて71の項(1)のアからケまで、(2)のアからケまで又は(3)のアからケまでに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、71の項(1)のア、(2)のア又は(3)のアに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進

		<p>は、71 の項(1)の<u>アの(ア)</u>、<u>イの(イ)</u>又は<u>ウの(ウ)</u>に掲げる額)、 当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、71 の項(2)の<u>アの(ア)</u>から<u>ケ</u>まで又は<u>イの(イ)</u>から<u>ケ</u>までに掲げる額 (当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、71 の項(2)の<u>アの(ア)</u>又は<u>イの(イ)</u>に掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する</p>				<p>に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)を、変更認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>
--	--	--	--	--	--	--

			額を加えた額)を、変更認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
73 } 75	……略……	……略……	……略……

73 } 75	……略……	……略……	……略……

別表第3 (第2条・第3条関係)

事務	名称及び額		
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項の規定に基づく	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		
	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)		
	(1)	ア 一戸建て住宅	5,100円
	申請に併せて	イ (7) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
		ア 戸ご	当該住戸の床面積の合計が3
			21,000円

建築物 エネルギー 消費性能 向上計 画の認 定の申 請に対 する審 査	建築 物の エネ ルギ ー消 費性 能の 向上 に関 する 法律 第30 条第 1項 各号 に掲 げる 基準 に適 合し てい るこ とを 示す 書類 とし	以 外 の 建 築 物	との 申請 の場 合	00 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		46,000 円
				当該住戸の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,0 00 平方メートル未満のもの		
				当該住戸の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のも の		
			(イ) 二 の建 築物 の申 請の 場合	住宅部分 (建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関す る法律第11 条第1項に 規定する住 宅部分をい う。以下こ の表におい て同じ。)	当該部分の床面 積の合計が 300 平方メートル未 満のもの	9,700 円
					当該部分の床面 積の合計が 300 平方メートル以 上 2,000 平方メ ートル未満のも の	21,000 円
					当該部分の床面 積の合計が 2,00 0 平方メートル 以上 5,000 平方 メートル未満の もの	46,000 円
					当該部分の床面 積の合計が 5,00	81,000 円

て市長が定めるものが提出された場合

	0平方メートル以上のもの	
非住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
	当該部分の床面積の合計が10,0	161,000円

				00 平方メートル 以上 25,000 平方 メートル未満の もの	
				当該部分の床面 積の合計が 25,0 00 平方メートル 以上のもの	201,000 円
(2)	ア	当該住宅の床面積の合計が 200 平方 メートル未満のもの			34,400 円
(1)以 外の 場合	二 戸 建 て 住 宅	当該住宅の床面積の合計が 200 平方 メートル以上のもの			38,400 円
	イ	(ア)	当該住戸の床面積の合計が 30 0 平方メートル未満のもの		69,100 円
	ア	戸ご との 申請 の場 合	当該住戸の床面積の合計が 3 00 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		116,000 円
			当該住戸の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの		196,000 円
			当該住戸の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上のもの		281,000 円

		(イ) 二 の建 築物 の申 請の 場合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100 円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000 円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000 円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000 円
			非 住 宅	モデル建 物法(建築 物エネルギー	当該部分の床面積の合計が300平方メー

				部分	ギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号イに掲げる一次エネルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」とい	トル未満のもの	
						の	
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
						の	
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
						の	
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
						の	
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2	371,000円

				う。)の算出に用いるべき	5,000平方メートル未満のもの	
				標準的な建築物及び省令第8条第1号イ(1)に掲げる屋内周囲空間の年間熱負荷	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
				(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」とい		
				う。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建		

				<u>建築物を用いて評価する方法をいう。以下2の項において同じ。）</u> <u>による場合</u>		
				<u>標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に</u> <u>算定した</u>	<u>当該部分の床面積の合計が</u> <u>300平方メートル未満のもの</u>	227,100円
				<u>一次エネルギー消費量及び</u> <u>屋内周囲空間の年間熱負荷</u> <u>を用いて評価する方法をいう。以下2の項に</u>	<u>当該部分の床面積の合計が</u> <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	367,100円
					<u>当該部分の床面積の合計が</u> <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	523,700円

				において同	の	
				じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000 円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000 円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000 円
2 建築物のエネルギー消費性能の向上	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料					
	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第1の					

に関する法律 第31 条第1 項の規 定に基 づく建 築物エ ネルギ ー消費 性能向 上計画 の変更 の認定 の申請 に対す る審査 向上に 関する 法律 第30 条第 1項 各号 に掲	35 の 2 の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合 審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表 第 1 の 18 の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合におい ては当該昇降機 1 基について別表第 1 の 35 の 4 又は 35 の 5 の 項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）				
	(1)	ア	一戸建て住宅	3,700 円	
	申請	イ	(ア) 住	当該住戸の床面積の合計が 3	6,900 円
	に併			00 平方メートル未満のもの	
	せて	ア	戸ご	当該住戸の床面積の合計が 3	15,000 円
	建築	以	との	00 平方メートル以上 2,000	
	物の	外	申請	平方メートル未満のもの	
	エネ	の	の場合	当該住戸の床面積の合計が 2,	32,000 円
	ルギ	建		000 平方メートル以上 5,000	
	ー消	築		平方メートル未満のもの	
費性	物		当該住戸の床面積の合計が	57,000 円	
能の			5,000 平方メートル以上のも		
向上			の		
に関する		(イ)	住宅部分	当該部分の床	6,900 円
法律		二		面積の合計が	
第 30		の建		300 平方メー	
条第		築物		トル未満のも	
1 項		の申		の	
各号		請の		当該部分の床	15,000 円
に掲		場合		面積の合計が	
				300 平方メー	

<u>げる</u> <u>基準</u> <u>に適</u> <u>合し</u> <u>てい</u> <u>るこ</u> <u>とを</u> <u>示す</u> <u>書類</u> <u>とし</u> <u>て市</u> <u>長が</u> <u>定め</u> <u>るも</u> <u>のが</u> <u>提出</u> <u>され</u> <u>た場</u> <u>合</u>				<u>トル以上 2,00</u> <u>0 平方メー</u> <u>トル未満のもの</u>	
				<u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000 平方メ</u> <u>ートル以上 5,</u> <u>000 平方メー</u> <u>トル未満のも</u> <u>の</u>	32,000 円
				<u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>5,000 平方メ</u> <u>ートル以上の</u> <u>もの</u>	57,000 円
				<u>非住宅部分</u> <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>300 平方メー</u> <u>トル未満のも</u> <u>の</u>	6,900 円
				<u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>300 平方メー</u> <u>トル以上 2,00</u> <u>0 平方メー</u> <u>トル未満のもの</u>	19,100 円

				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	56,400円	
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円	
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円	
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	141,000円	

(2) (1)以 外の 場合	ア	当該部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの		24,200 円	
		イ	当該部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの		27,000 円
	(7) 住戸ごとの申請の場合		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの		48,500 円
			当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		81,000 円
			当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの		138,000 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの		197,000 円		
	(1) 二の建築物の申請の場合		住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	48,500 円
				当該部分の床面積の合計が 300 平方メー	81,000 円

				トル以上 2,000 平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	138,000 円	
				当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	197,000 円	
	非住宅部分	モデル建物法による場合		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	61,100 円	
				当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	102,100 円	

					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100 円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000 円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000 円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上	305,000 円
					のもの	

				標準入力 法等によ る場合	当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル未満のも の	159,100円	
					当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以上2,00 0平方メート ル未満のもの	257,100円	
					当該部分の床 面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5, 000平方メー トル未満のも の	366,700円	
					当該部分の床 面積の合計が 5,000平方メ ートル以上1 0,000平方メ ートル未満の もの	453,000円	
					当該部分の床	535,000円	

					面積の合計が 10,000平方メ ートル以上2 5,000平方メ ートル未満の もの	
					当該部分の床 面積の合計が 25,000平方メ ートル以上の もの	610,000円
3 建 築物の エネル ギー消 費性能 の向上 に關す る法律 第36 条第1 項の規 定に基 づく建 築物エ ネルギー	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請 手数料					
	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請 手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲 げる額					
	(1)	ア	一戸建て住宅			5,100円
	申請 に併 せて	イ	(ア) 当該部分の床面積の合計が30 0平方メートル未満のもの			9,700円
	建築 物の エネ ルギ ー消 費性	ア	分 当該部分の床面積の合計が3 00平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの			21,000円
	建築 物の エネ ルギ ー消 費性	イ	分 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの			46,000円
	建築 物の エネ ルギ ー消 費性	イ	分 当該部分の床面積の合計が			81,000円

一消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市		5,000平方メートル以上のもの		
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円	

長が定め
るものが
提出され
た場合

(2) (1)以
外の
場合

ア 二戸建て住宅

(ア) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合

当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの

34,400円

当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの

38,400円

		(イ) 当該部分の床面積の合計が 20 仕様基準（省 令第 1 条第 1 項第 2 号イ (2)及 び同号 ロ(2) に定め る基準 をい う。以 下この 表にお いて同 じ。) による 場合	0 平方メートル未満のもの	17,700 円
			当該部分の床面積の合計が 20 0 平方メートル以上のもの	19,100 円
イ ア 以 外 の	(ア) 住宅部分	性能基準（省 令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1) 及び同号ロ(1) 又は同項第 3 号に定める基	当該部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル未満のも の 当該部分の床	69,100 円 116,000 円

	建築物		<u>準をいう。)</u> <u>による場合</u>	<u>面積の合計が</u> <u>300平方メー</u> <u>トル以上2,00</u> <u>0平方メート</u> <u>ル未満のもの</u>	
			<u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000平方メ</u> <u>ートル以上5,</u> <u>000平方メー</u> <u>トル未満のも</u> <u>の</u>	196,000円	
			<u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>5,000平方メ</u> <u>ートル以上の</u> <u>もの</u>	281,000円	
			<u>仕様基準によ</u> <u>る場合</u>	<u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>300平方メー</u> <u>トル未満のも</u> <u>の</u>	33,100円
				<u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>300平方メー</u> <u>トル以上2,00</u>	58,000円

			0平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円
	(イ) 非住宅部分	モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
			当該部分の床	235,700円

				面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5, 000平方メー ートル未満の もの		
				当該部分の床 面積の合計が 5,000平方メ ートル以上1 0,000平方メ ートル未満の もの	309,000円	
				当該部分の床 面積の合計が 10,000平方メ ートル以上2 5,000平方メ ートル未満の もの	371,000円	
				当該部分の床 面積の合計が 25,000平方 メートル以上 のもの	435,000円	
			標準入力法等	当該部分の床	227,100円	

			<p>(実際の設計仕様の条件を 基に算定した 一次エネルギー 消費量を用 いて評価する 方法をい う。)による 場合</p>	面積の合計が 300平方メー トル未満のも の	
				当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以上2,00 0平方メー トル未満のもの	367,100円
				当該部分の床 面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5, 000平方メー トル未満のも の	523,700円
				当該部分の床 面積の合計が 5,000平方メ ートル以上1 0,000平方メ ートル未満の もの	646,000円
				当該部分の床 面積の合計が	763,000円

				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円

備考

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築

物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

- (4) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

